

I G Rいわて銀河鉄道通学定期券補助金交付要綱

平成 17 年 3 月 25 日告示第 10 号
改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 42 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日告示第 19 号
改正 平成 29 年 11 月 16 日告示第 90 号
改正 平成 30 年 3 月 27 日告示第 16 号
改正 令和元年 7 月 24 日告示第 36 号
改正 令和 6 年 3 月 29 日告示第 42 号

(趣旨)

第 1 条 一戸町における I G Rいわて銀河鉄道（以下「I G R」という。）の通学定期利用者の負担を軽減するため、I G Rの通学定期券の購入に要した経費に対し、予算の範囲内でこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、一戸町に居住する者で、I G Rの通学定期券を購入し、かつ、利用した者又はその保護者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、I G Rの通学定期券の購入に要した経費とする。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費に 10%を乗じて得た額（10 円未満切捨て）とする。ただし、他の制度等による同種の補助金等（定期券購入時の学生割引を除く。）を受けるときは、当該補助金等の額を除くものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、通学定期券使用後に、I G R通学定期券補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

(提出期日)

第 6 条 申請書兼請求書の提出期限は、通学定期券の有効期限の日の属する会計年度の翌会計年度の 3 月 31 日までとする。

(補助金の返還等)

第 7 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるとき

は、当該補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 通学方法の変更その他の交付要件の変更により、町長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。

(事業の委託)

第8条 町は、IGR通学定期券補助金交付事業として、申請書兼請求書の受理及び補助金交付事務等を戸町並行在来線利用促進協議会に委託するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に購入した通学定期券で、令和6年4月1日以後に有効期間が満了するものに係る令和6年3月31日までの補助金は、日割りにより補助金を交付する。